

# 日本の親子上場会社の行方

## 利益相反と不明確な法的基準が招くチキン・ゲーム

講師 スティーブン・ギブンス氏 外国法事務弁護士 米ニューヨーク州弁護士  
上智大学 法学部教授

日時 平成29年10月12日(木) 午後1時30分~午後4時30分

終身雇用制度、株式持ち合い・政策保有に基づく安定株主制度と並んで、日本独特の「親子上場会社」は「日本型資本主義」を支える3つ目の大黒柱である。利益相反を必然的に招く上場親子会社の関係は、正論であるコーポレート・ガバナンスの原則に明らかに反する。これを背景に、コーポレート・ガバナンスに対する意識が大きく進化したこの10年の間に、親子上場会社数は400社余りから現在の270社に縮小している。

上場子会社を一刻も早く100%子会社に変えたい企業は少なくない。しかし、親子間に利益相反が存在する影響でその目的を達することは容易ではない。一般株主に提供すべき「公正価格」の法的基準が不明確であることが大きなネックとなる。さらに、上場子会社の一般株主の中には、完全子会社化の可能性を利益獲得のチャンスと見こんで、将来の完全子会社化に備えて計画的に株を取得したファンド系のプロ投資家が大勢いる。企業側は、いかに安くファンドと喧嘩をせずに株を買い取ることができるかどうかを悩み、かたやファンド側は、楽しみにしている収穫の日がいつ来るのか、企業側から満足の行く価格がでるのかをやきもきしながら待つ。

当セミナーでは、企業・ファンド両サイドの視点から親子上場会社の完全子会社化を巡る戦略、今後の展開を分析・予測することを企画している。

### 1. ファンドはなぜ上場子会社に魅力を感じるのか？

- ・親子上場会社はなぜ日本に多いのか？
- ・エフィッシモの親子上場会社ポートフォリオの分析
- ・「Value」系外資ファンドの親子上場会社に対する偏向的な投資傾向

### 2. 不明確な法的基準の陰とコスト

- ・上場子会社の企業価値評価の特徴
- ・しかるべき法的基準：アメリカ・欧州・日本の裁判所の取り扱いの比較
- ・企業とファンドのチキン・ゲーム：パナソニック・パナホームの事例

### 3. 残る上場親子会社の行方

- ・ソフトバンク・グループ
- ・日本郵政

#### 【講師紹介】

東京育ち。京都大学法学部大学院留学後、ハーバード・ロースクール修了。Debevoise & Plimpton, New York に勤務後、1987年以降は東京を拠点とし、国際企業法務を主な業務分野として Gibson, Dunn & Crutcher、西村総合法律事務所(現:西村あさひ法律事務所)にて勤務。2001年よりギブンス外国法事務弁護士事務所所属。

主要著書: "The Vagaries of Vagueness: An Essay on "Cultural" vs. "Institutional" Approaches to Japanese Law", 22 Michigan State International Law Review 839 (2013)、"Looking Through the Wrong End of the Telescope: The Japanese Judicial Response to Steel Partners, Murakami and Horie", in Washington University Law Review, Vol.88, No.6 (2011)、"Corporate Governance and M&A", chapter in Japanese Business Law, G. D. McAlinn, ed. (Wolters Kluwer 2007)、"Grokster 米連邦最高裁判決と Winny 開発者事件をめぐる「意図」の関係" 国際商事法務 Vol. 33, No.8 (8/2005)、"UFJ-MTFG の「取引防衛対策」はどの「取引」を「誰」のために「保護」しているのか?" 国際商事法務 Vol. 33, No.2 (2/2005)、"デラウェア州最高裁であったら、今回 UFJ ホールディング側がとった合併統合防止策に対して、どのような司法判断を下したであろうか?" 国際商事法務 Vol. 32, No.10 (11/2004)。

※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 経営調査研究会  
■後援 金融財務研究会  
http://www.kinyu.co.jp

Facebook: <http://www.facebook.com/keichoken>  
Twitter: <https://twitter.com/#!/keichoken>  
Blog: <http://keichoken.blogspot.com/>

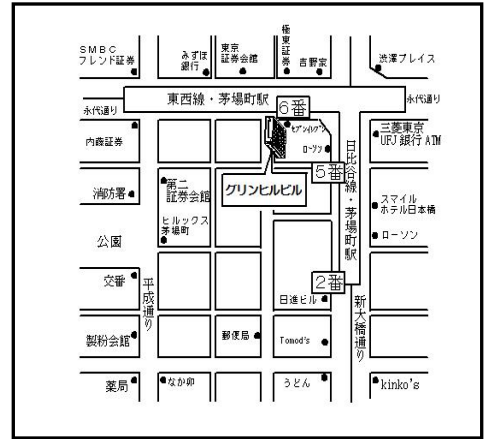


開催日

平成29年10月12日(木)  
13:30~16:30

会場

茅場町・グリーンヒルビル  
金融財務研究会本社 セミナールーム  
東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8  
TEL 03-5651-2030  
地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅  
6番出口より徒歩1分  
(開場は開演の30分前です。)



参加費

1名につき34,500円  
(消費税、参考資料を含む)  
1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき29,000円。追加申込みの場合はその旨ご記入下さい。

申込先

経営調査研究会 ホームページ <http://www.kinyu.co.jp/>  
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル  
TEL 03-5651-2033 FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄からもお申しいただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致しませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご参加になれなかった場合、当社および金融財務研究会主催の他のセミナーに無料でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお願いたします。)  
ご記入いただきました個人情報、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催されるセミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)経営調査研究会

三菱東京UFJ銀行 八重洲通支店 0602180 三井住友銀行 東京中央支店 3207281  
みずほ銀行 京橋支店 1813877 三菱UFJ信託銀行 日本橋支店 1979947

切らずにこのままお送り下さい

FAX 03-5695-8005

日本の親子上場会社の行方  
利益相反と不明確な法的基準が招くチキン・ゲーム  
10/12

### ◆参加申込書◆

平成29年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい	会社名	TEL FAX	
	所在地	E-Mail	
	参加者ご氏名	〒	部課名
	〃		〃
	〃		〃
	〃		〃
*セミナーコード 1935 (Law-291935)	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。